

議案第62号

日進市庁舎建設基金条例の制定について

日進市庁舎建設基金条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月2日提出

日進市長 近藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、建物の老朽化に伴い、新たに庁舎の建設に要する財源を計画的に積み立てるため、日進市庁舎建設基金条例を制定する必要があるからであります。

2 制定内容

基金の積立て、管理、処分等について定める。

日進市庁舎建設基金条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

(設置)

第1条 庁舎建設のため、日進市庁舎建設基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、日進市一般会計歳入歳出予算で定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、日進市一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、庁舎の建設及び解体に必要な経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。